	条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
「地 生 め、	この条例は、京都府地球温暖化対策条例(平成 17 年条例第 51 号。以下球温暖化対策条例」という。)第 9 条第 9 号及び第 44 条の規定により、再可能エネルギーの普及を図るための施策の基本となる事項について定施策の計画的な推進を通じて地球温暖化対策の更なる推進を行うととも	1 目的 この条例は、東日本大震災に伴う原子力発電所 事故を契機としてエネルギーの需給構造が変化す る中で、原子力に依存しない安全で安定したエネル ギーを確保していくうえで再生可能エネルギーをで	■ 温対条例との関係を整理し、温対条例を受けて再エネ導入のための施策の推進や計画の策定をするための条例とし、簡素化すること。 ■ 大規模建築物への再エネ導入の再エネ導入の再エネ導入の関することなど具体的な施策を規定すること。 ■ 条例の目的には温対条例との関係を明記し、理念や各主体の責務に温対条例で規定されているので除く。 ◆ 京都らしさや意気込みが感じられ
率σ	安全で安心して使用できるエネルギーの安定的な確保とエネルギー自給 D向上を図り、もって地域の活性化と持続可能な社会の構築に資すること 目的とする。	要な役割を果たし、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の基本となる事項を定め、計画的かつ総合的に施策を推進することにより、府、府民、事業者その他多様な主体による再生可能エネルギーの導入等の取組を促し、もって、地域経済の発展及び地球温暖化対策の推進を図るとともに持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。	る条例にすべき。 ◆ 府民福祉の向上や地域経済の発展の観点から再エネが増えることにより、地域が豊かになることをアピールすべき。
(1) C	語の定義 再生可能エネルギー 〕地球温暖化対策条例第1条第4項に規定するエネルギーをいう。 ※温対条例 第1条第4号(定義) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギー をいう。 ア 太陽光 イ 風力 ウ 水力	2 用語の定義 (1) 再生可能エネルギー 〇太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど永続的に利用できる再生可能なエネルギー源を利用したエネルギーをいう。	■ 再生可能エネルギーの定義は、再生可能エネルギー特別措置法及び京都府地球温暖化対策条例の定義を引用してはどうか。 ◆ 再生可能エネルギーの取組は、電気に偏り過ぎ。熱エネルギーも重視すべき。

工 地熱

1

		(資料2)
条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
オ 太陽熱 カ バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として 利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石 炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。) キ アからカまでに掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源 のうち永続的に利用することができると認められるものとして規則で 定めるもの		
(2) 再生可能エネルギーの導入等 〇再生可能エネルギーを得るため必要な設備の整備を行うことにより、再生可能エネルギーを利用すること。 〇再生可能エネルギーを効率的に使用するための設備又は情報通信技術の整備を行うことにより、再生可能エネルギーを使用すること。	(2) 再生可能エネルギーの導入等 〇再生可能エネルギーを得るために必要な設備 の整備を行い、当該エネルギーを利用すること をいう。	◆ 出力変動する再生可能エネルギーを効率的に使用できるようにするため、「導入等」の定義を幅広にすべき。
	3 府の責務 (1) 再生可能エネルギーの導入等の促進等に関する目標の設定及びそれを実現するための総合的かつ計画的な施策の策定・実施 (2) 府の事務・事業の執行及び施設の運営・整備に当たっての率先的な導入等 (3) 府民、事業者及びNPOその他民間団体が行う再生可能エネルギーの導入等を促進するために必要な措置 4 府民の役割 (1) 日常生活において、再生可能エネルギーについて理解を深め、その導入等に積極的に努めること (2) 府が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策への協力 5 事業者の役割 (1) 事業活動において、自主性及び創造性を発揮し、等に努めること (2) 府が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策への協力 (3) 電気事業者は、府、市町村、府民、事業者及びNPO等が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策、事業又は活動に対する必要な情報提供、助言等を行うよう努めること 6 NPO等の役割 再生可能エネルギーの導入等に関する府民の	■ 理念や各主体の責務は温対条例で 規定されているので除く。 ※温対策条例 第3条(府の責務)、第 4条(事業者の責務)、第5条(府民 の責務)、第6条(観光旅行者等の責 務)、第7条(環境保全活動団体の役 割)、第13条(率先実行)

2

主な意見

条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
	理解を広げるための啓発活動を推進するとともに、 広く府民が参画できる取組を推進するよう努めること	
3 施策の基本方針等 府は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する目標を定めるとともに、その達成に向けた施策の実施計画を策定するものとする。 〇再生可能エネルギーの導入等を促進するとともに、エネルギーの利用の効率化を図り、もって内内のエネルギー自給率を向上させること。 〇再生可能エネルギーの導入等を促進することにより、災害等非常時に利用可能な自立・分散型エネルギーの確保を図ること。 〇再生可能エネルギーの導入等によって生み出される効果が地域に享受され、利益が地域内で循環するなど、地域経済の活性化や地域社会の維持及び再生に寄与する仕組みを構築すること。 〇地域の未利用資源、人材及び産業技術等の活用を図ることにより、再生可能エネルギーの導入等を促進すること。 〇再生可能エネルギーの導入等を促進すること。 〇国内外におけるエネルギーを巡る諸情勢を見極めながら、変化に柔軟に対応して、再生可能エネルギーの導入等を促進すること。 〇府民、事業者、再生可能エネルギーの導入等の推進に取り組む団体(以下「推進団体」という。)、市町村と連携を図りながら広域的な観点から協力して再生可能エネルギーの導入等を促進すること。	7 基本方針 ○再生可能エネルギーの導入等を促進するとともに、エネルギー使用の節約及び効率化を促進することにより府内のエネルギー自給率を向上させること。 ○再生可能エネルギーの導入等を促進することにより災害時等非常時に利用可能な自立分散型エネルギーの確保を図ること。 ○再生可能エネルギーの導入等によって生み出される利益が地域に享受され、利益が地域内で循環するなど、地域の活性化に寄与する仕組みを構築すること。 ○再生可能エネルギーの導入等を促進するに当たっては、地域の未利用資源、人材及び産業技術等の活用を図ること。 ○再生可能エネルギーの種類ごとの特性及び地域の自然、社会状況を踏まえるとともに、か用との事人等を進めること。 ○国内外におけるエネルギーを巡る諸情勢を見極めながら、変化に柔軟に対応して、再生可能エネルギーの導入等を促進すること。 ○所、市町村、府民、事業者、NPO等、大学その他多様な主体の相互連携を図りながら協働して再生可能エネルギーの導入等を促進する取組を進めること。	◆ 府の全導入ギーサー では、
4 建築物への再生可能エネルギーの導入等 (1) 建築物を新築し、又は増築(以下「建築」という。)しようとする者(以下 「建築主」という。)は、建築物への再生可能エネルギーの導入等について検討を行うよう努めるものとする。 (2) 建築物の建築に係る設計者及び工事施工者(以下「設計者等」という。)	8 建築物に係る再生可能エネルギーの導入等 〇建築物(京都府地球温暖化対策条例に定める 特定建築物を除く。)を新築、改築、増築又は 移転する者の努力義務等 ・建築主 再生可能エネルギーの導入等につい	◆ 建築士や建築・設計事業者に対し、建築主への再生可能エネルギー導入等に関する情報提供に努めることを義務づけるべき。 ◆ 木材利用の義務化のように再エネ
は、建築主が再生可能エネルギーの導入等についての検討を行えるよう必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。 (3) 府は、設計者等に対し、再生可能エネルギーの導入等に関する知識及	て検討するよう努めること ・設計者及び工事施工者 建築主が再生可能 エネルギーの導入場について検討が行えるよ	の利用について条例による一定の 義務化の可能性についても検討す べき。

う、必要な情報の提供及び助言を行うこと

び技能を向上させるために必要な支援を行うものとする。

		(貝介12)
条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
5 特定建築物への再生可能エネルギーの導入等 (1) 建築物のうち規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の建築のうち規則で定めるものをしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定める基準に従い、当該建築物に再生可能エネルギーの導入等を行わなければならない。 (2) 特定建築主は、前項に規定する再生可能エネルギーの導入等の内容を、地球温暖化対策条例第23条に規定する特定建築物排出量削減計画書(以下「計画書」という。)に記載し、知事に提出しなければならない。 (3) 前項の規定による計画書の変更の届出、工事の完了の届出及び計画書の公表については、地球温暖化対策条例第24条から第26条の規定を準用する。	 ※温対条例からの移行 第 22 条第3項(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等) ※温対条例からの移行 第 23 条(特定建築物排出量削減計画書の作成等) ※温対条例からの移行 第 24 条(特定建築物排出量削減計画書の変更の届出)、第 25 条(特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出)、第 26条(特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出)、第 26条(特定建築物排出量削減計画書等の公表) 	■ 大規模建築物への再エネ導入義務、一般建築物や避難施設への再エネ導入努力義務、地域での再エネ導入に関することなど具体的な施策を規定すること。
6 避難所等への再生可能エネルギーの導入等 府は、市町村、事業者及び推進団体と協力し、災害が発生した場合に災害 応急対策の拠点としての機能を果たす施設(以下「避難所等」という。)におい て利用可能な再生可能エネルギーの導入等を行うものとする。	※新たに規定	■ 避難施設への再エネ導入努力義務、地域での再エネ導入に関することなどを規定。
7 地域協働による再生可能エネルギー導入推進事業 (1) 推進団体は、再生可能エネルギーの導入等に地域住民、事業者、大学等が協働して広域的に取り組もうとする場合、規則に基づき知事の登録を受けることができる。 (2) 知事は、登録を受けた推進団体(以下「登録推進団体」という。)が行う再生可能エネルギーの導入推進事業(以下「導入推進事業」という。)に対し、市町村と連携して、技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者は、登録推進団体の求めに応じて、導入推進事業の円滑な実施に必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。	※新たに規定	 本 再生可能エネルギーの導入により、富が地域に還元され、地域が潤い又は活性化するなどの仕組みを構築すべき。 ◆ 中小規模の太陽光発電や小水力発電では、地域の人を巻き込む仕組みが重要。 ◆ 関西電力のような大手電力会社に対し、再生可能エネルギーの普及・促進に関する施策に協力する役割を課すべき。
8 周辺地域の環境への配慮 再生可能エネルギーの導入等を行おうとする者は、関係法令を遵守すると ともに、地域の自然、景観、防災及び生活環境に配慮するよう努めなければ ならない。	※新たに規定	■ 大規模太陽光発電の設置に伴う苦情が市町村に寄せられている。

		(貝介12)
条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
9 普及啓発、顕彰 (1) 府は、府民、事業者及び推進団体が再生可能エネルギーの導入等に関する理解と関心を深めることにより再生可能エネルギーの導入等が促進されるよう、再生可能エネルギーの導入等に関する学習の推進及び広報活動等を通じた知識の普及及びその他の必要な措置を講ずるものとする。 (2) 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があると認められる者又は団体を顕彰するものとする。	9 府民啓発及び環境学習の推進 (1) 府は、府民、事業者等が再生可能エネルギーの 導入等の必要性についての理解を深めるため、 エネルギーに関する学習の推進や知識の普及 啓発を行う。 (2) 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に 特に功績があったと認められるものを顕彰す る。	◆ 府民に、再生可能エネルギーの普及にはコスト面でデメリットがあるが、それ以上に原子力発電や地球環境問題の点からメリットがあることを考え、理解してもらうことが必要。
10 関連産業の振興 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の振興を図る ため、事業者が行う事業活動に対して、必要な措置を講ずるものとする。	10 関連産業の振興 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に 関連する産業の育成及び振興を図るため、事業 者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進の ための事業活動に対して、必要な支援を行う。	
11 研究開発の推進 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に資する技術の向上を図るため、事業者及び大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入 等の促進に関連する技術の研究開発を促進し、その成果の普及を図るもの とする。	11 研究開発の推進 府は、事業者及び大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する技術の研究開発及びその成果の普及を図る。	
12 施策評価・公表 府は、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の実施状況について、 毎年度評価を行い、インターネットの利用その他の方法により公表するものと する。	12 公表・評価 (1) 府は、施策の実施状況について定期的に評価を行い公表する。 (2) 府は、評価と技術開発の向上及び社会情勢等の変化を踏まえ施策を見直す。	
13 財政上の措置 府は、再生可能エネルギー等の導入促進に関する施策を着実に推進する ため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	※新たに規定	
14 報告又は資料の提出等 (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築主その他の者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。 (2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定建	※温対条例からの移行 第 61 条(報告又は資料の提出等)	

条例の骨格素案 第2回検討会議(10/27)での素案 主な意見 築物に立ち入り、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入の 状況を検査させることができる。	庁内
状況を検査させることができる。	
(3) 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携	
帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。	
(4) (2)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも	
のと解釈してはならない。	
15 勧告 ※温対条例からの移行	
知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよ 第 62 条(勧告)	
う勧告することができる。	
〇5の(2)の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出 した者	
〇5の(2)の規定により提出した計画書の内容(5の(3)項の規定により届け出た変更の内容を含む。)と異なる工事をしていると認められる者	
り 面に変更の内容を含む。)と異なる工事をしていると認められる名 〇5の(2)の規定により提出した計画書の内容(5の(3)の規定により届け	
出た変更の内容を含む。)が、5の(1)の基準に適合しないと認められる	
者	
〇5の(3)項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 〇14の(1)の規定による報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若	
しくは資料の提出をした者	
O14の(2)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
16 公表 ※温対条例からの移行	
(1) 知事は、15の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧 第63条(公表)	
告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表すること	
ができる。 (2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者	
に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を	
求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならな	
l'o	
17 規則への委任※新たに規定	
この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則 で定める。	
() となっる。	

6